

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第8号

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市税条例施行規則（平成12年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第30号の次に次の5号を加える。

- (30)の2 地籍図（条例第73条） 登記された各筆の土地について、その形状及び位置関係を明らかにした図面
- (30)の3 土地使用図（条例第73条） 土地の使用状況について、その用途区分を明らかにした図面
- (30)の4 土壌分類図（条例第73条） 農地としての土壌の種類を土質等に応じて明らかにした図面
- (30)の5 家屋見取図（条例第73条） 家屋の間取り等を平面図で各階ごとに明らかにした図面
- (30)の6 固定資産売買記録簿（条例第73条） 総務大臣の定める標準様式

附 則

この規則は、公布の日から施行する。